



表1 国民健康保険税の計算方法

	内容	医療 保険分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分※
①所得割額	各被保険者の前年中の所得金額からそれぞれ基礎控除として33万円を差し引いた合計額	× 税率	7.5%	2.3%
②均等割額	被保険者数	× 税額	27,000円	10,800円
③平等割額	1世帯当たりにかかる税額		25,000円	—
年税額	医療保険分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合計（①～③の合計額が各限度額を超えた場合は限度額）	①～③の合計額	①と②の合計額	①～③の合計額
限度額		52万円	17万円	16万円

※介護納付金分は40歳以上65歳未満の人についてのみ算定します。

(注1) 医療保険分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の限度額が変わりました。



▶納税通知書は、白い封筒で送付しますので、ご注意ください。

## 納税通知書の送付・認定証などの更新

### 7月に納税通知書を送付します

7月は、平成27年度国民健康保険（国保）税の第1期の納期です。

国保税納税義務者に納税通知書を送付しますので、納期内に納めましょう。

#### 保険税の決め方

国保税は、年齢によって異なります。

※国保税の計算方法は表1を参照。

●40歳未満の人

医療保険分、後期高齢者支援金分の保険税を合計した額になります。

●40歳以上65歳未満の人

医療保険分、後期高齢者支援金分に加えて介護納付金分の保険税を合計した額になります。

●65歳以上75歳未満の人

医療保険分、後期高齢者支援金分の保険税を合計した額になります。

介護保険分は、介護保険料として国保税とは別に納付します。

●75歳以上の人

国保から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することとなります。

#### 納め方

国保税は、普通徴収か特別徴収のどちらかで納めることになります。

それぞれ対象となる人は表2のとおりです。

なお、特別徴収の対象者は、口座振替にすることを条件に普通徴収に変更することができます。

#### 変更方法

①金融機関などで口座振替の手続きをする。

②金融機関などで受け取った「依頼書の本人控」と印鑑を持って、住民保険課国保医療・年金係へ申出をする。

### 国保から他の保険制度に変わった場合は届出が必要です

国保に加入していた人が、就職などで他の保険制度（被用者保険など）に入ったときは必ず届出をしてください。届出をしないと国保税がかかり続けることになりますので、ご注意ください。

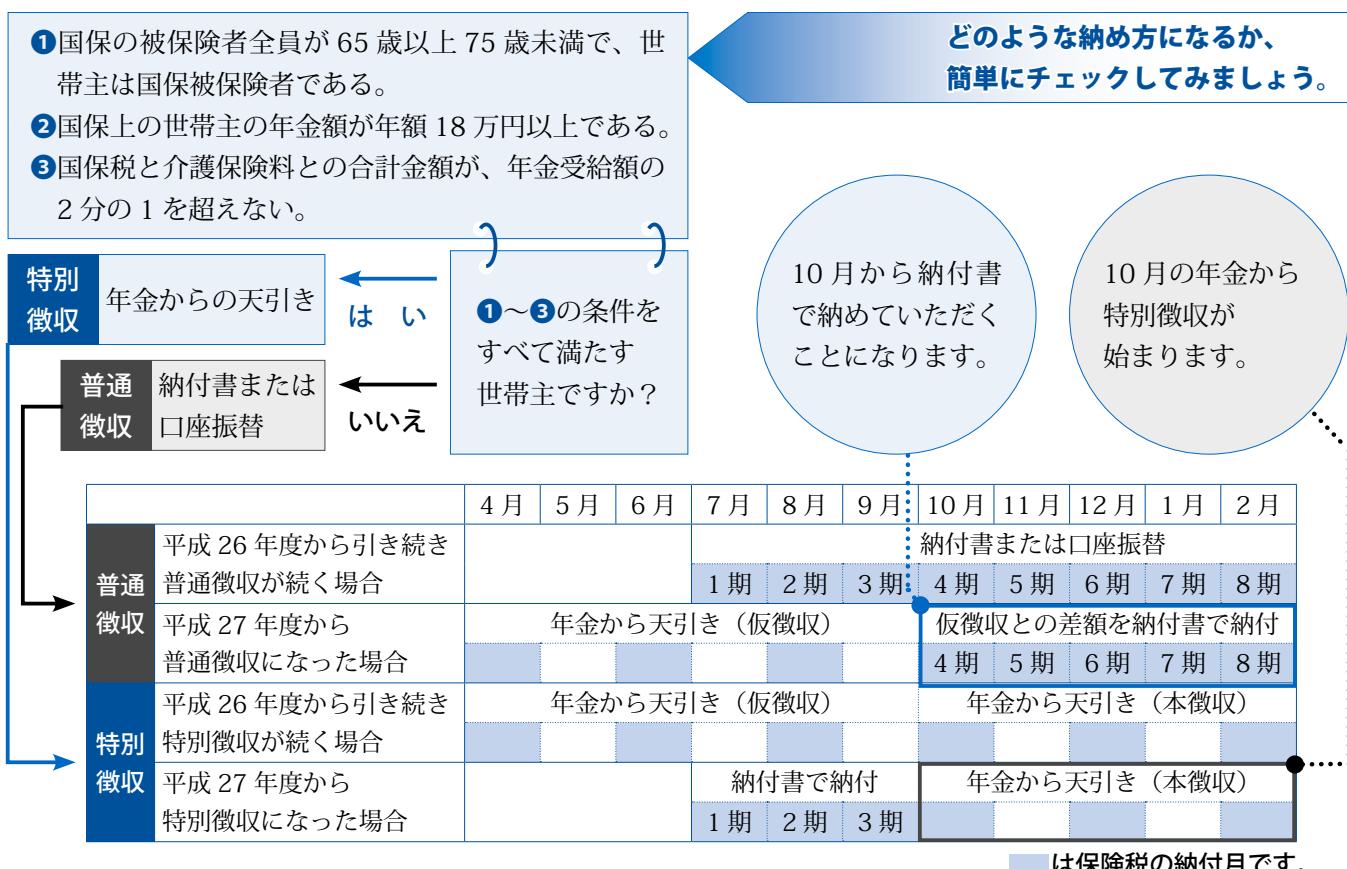
#### 届出に必要なもの

●印鑑  
●被用者保険などの被保険者証※  
●国保の被保険者証※

全員の分



表2 国民健康保険税の納め方



## 7月下旬から住民保険課国保医療・年金係で手続きを

## 国保の認定証は8月更新です

下記の国保の認定証は毎年8月に所得に応じて区分を判定するため、有効期限が7月31日となっています。

8月以降も認定証が必要な場合は、7月21日以降、更新にお越しください。なお、8月中旬に申請すれば8月1日から有効の認定証を交付できます。（所得が確定できないときは、所得証明書などが必要な場合があります）

## 8月更新の認定証

- 限度額適用認定証
- 標準負担額減額認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証

※国保税を滞納していると、認定証は交付できません。

## 更新に必要なもの

- 被保険者証 ● 印鑑

## 7月下旬に送付します

## 高齢受給者証の定期更新

70歳以上75歳未満の国保被保険者がお使いの高齢受給者証は、毎年8月に定期更新となります。8月以降の受給者証を7月下旬に送付しますので、医療機関にかかる際は被保険者証とともに必ず提示してください。

国保税は、納税義務者である世帯主と被保険者全員の前年の所得が把握できなければ、正しい算定ができません。また、低所得世帯に対する軽減や高額療養費の区分などの判定を行うことができません。

平成26年中に所得がなかつた人や遺族年金・障害年金だけを受給していた人も「所得がない」旨の申告が必要です。

提出がまだの人は必ず住民保険課に提出していただく場合があります。（注1）所得状況などによっては、税務課で申告していく場合があります。

（注2）所得がある人の申告には、印鑑、平成26年中の所得が分かるもの（源泉徴収票など）が必要です。

**所得の申告はお済みですか？**

**申告書**を送付しています  
所得が不明な人に「国民健康保険税